

令和8年2月19日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

第363会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
7	相浦 産業廃棄物収集運搬処理 (産廃コンテナ)	相浦駐屯地	8.4.1~9.3.31	8.2.19	8.3.4 1000	8.3.4 1000	オープンカウンター実施要領第5条による。	落札決定方式 単価
	以下余白							

- 4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒858-8555
長崎県佐世保市大瀬町678番地
陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊契約班（担当：前田）
TEL 0956-47-2166（内線：2349）
FAX 0956-34-1177（会計隊直通）
メールアドレス: 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

見積依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6S6C10P00070	6SRM1CL0010 0001						
品名 または 件名							
相浦 産業廃棄物収集運搬処理（産廃コンテナ）							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
5.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
陸上自衛隊 相浦駐屯地				相浦駐屯地業務隊管理科営繕班			
搬入場所				納期または工期			
事務所 布田事務官（内線2865）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

提出日時場所：令和8年3月4日（水）10時00分 会計隊 事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 市価調査書については、令和8年3月3日（火）17時00分までに提出すること。

(2) 問い合わせ先

〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
TEL 0956-47-2166
FAX(会計隊直通) 0956-34-1177
メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

オープンカウンターに関する事項：第363会計隊契約班 前田 内線2349
仕様書に関する事項：搬入場所参照

仕 様 書

件 名	相浦 産業廃棄物収集運搬処理 (産廃コンテナ)	作成年月日	令和8年 2 月 3 日
		所 属	相浦駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛事務官 島田 高宏

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、産廃コンテナの設置、収集及び運搬処理に適用する。

(2) 場 所

長崎県佐世保市大湊町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地

2 一般事項

(1) 本役務については、本仕様書のほか関係法規等に基づき実施すること。

(2) 作業中、施設等に汚損または破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原状復旧すること。

(3) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期すこと。

(4) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議を実施すること。

(5) 産業廃棄物コンテナの設置時期及び回収時期は係官と調整のうえ実施すること。

(6) 収集する産業廃棄物は、廃プラスチック類（リサイクル出来るペットボトルは除く）、木くず、ゴムくず、金属くず（リサイクル出来る空き缶は除く）、ガラスくず（リサイクル出来るびんは除く）、コンクリートくず、がれき類等とする。

※品目は、佐世保市事業所ごみの分別一覧表による。

(7) 収集時に産業廃棄物が散乱した場合は、確実に清掃等を実施すること。

(8) 集積完了後、同集積位置に産廃コンテナを設置すること。

(9) 種類等は、下表のとおりとする。

種 類	内 容	予定数量
産業廃棄物（コンテナ）	コンテナ（8 m ³ タイプ）× 1 ※コンテナの設置含む	5 回

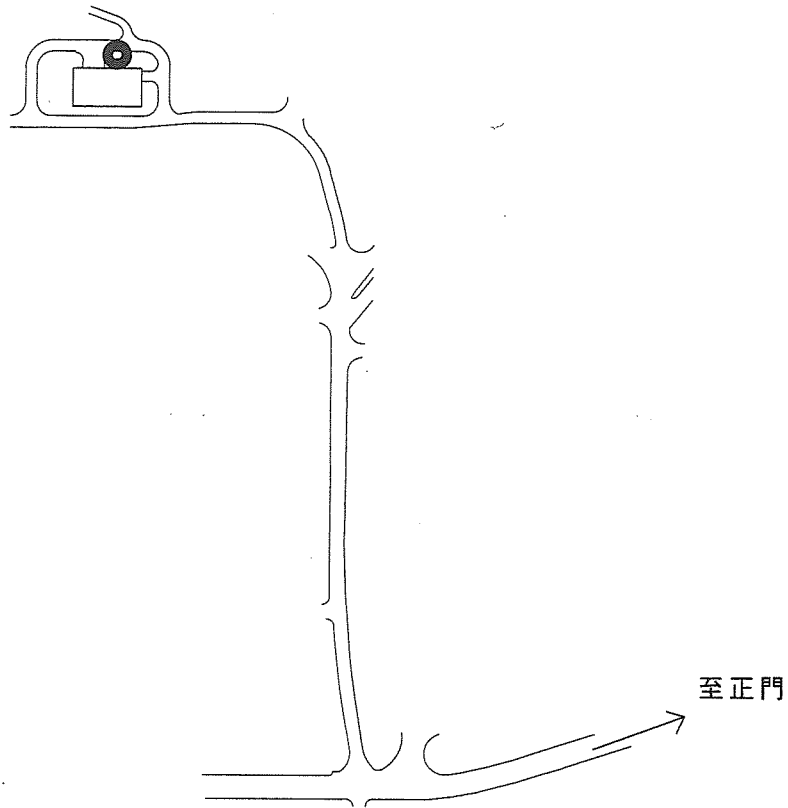
4 特記事項

(1) 本役務で使用する収集車は、当駐屯地の廃棄物のみを収集・運搬処理するものとし、他の事業所の産業廃棄物を混入させないものとする。

(2) 産業廃棄物管理票（E票）の提出は法令等に基づき実施すること。

(3) 本仕様書で示す設置場所の変更・追加があった場合、請負者はこれに対応すること。

(4) 集積場所は、下表及び配置図のとおりとする。



集積場所配置図 S=1:1,500

5 提出書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬許可証の写し 1部
 - (1) 産業廃棄物処分業許可証の写し 1部
 - (1) 産業廃棄物管理票（官側より発行） 1部
- ※排出の都度提出

